

認定書交付式のご報告



令和3年10月20日、当団体が適格消費者団体として認定されたことを受けて、同年11月16日、東京（霞が関中央合同庁舎）で開かれた認定書交付式に出席してまいりました。

新型コロナウイルスがひととき落ち着いていた時期でしたが、厳重な感染対策の中での交付式となりました。

当日は、当団体のほか、新たに特定適格消費者団体として認定された「消費者支援ネット北海道（ホクネット）」への認定書交付も行われました。ホクネットは、適格消費者団体としてスタートを切った当団体の、ずっと先を行く先輩団体であります。全国各地で多くの先輩団体が消費者被害の防止に尽力され、またさらに適格消費

NPO法人消費生活ネットワーク新潟
理事長 堀田 伸吾

者団体を目指す団体も各地で頑張っておられる姿は、当団体にとっても大きな励みになるものです。

交付式の直前には、消費者庁伊藤明子長官と懇談させていただき、交付式では、若宮健嗣内閣府特命担当大臣より認定書を授与いただきました。お二方より適格消費者団体としてこれから活動への激励をいただき、身が引き締まる思いがいたしました。

ちょうどその頃には、県内初の認定団体として県内メディアの報道でも取り上げていただけたことから、県民の皆様からの被害・トラブル情報の提供も増えております。

長引くウイルス禍に便乗した悪質な勧誘も現れているようですので、くれぐれもご注意ください。

皆様の安全・安心な消費生活が守られるよう、消費生活ネットワーク新潟は、引き続き「これっておかしくない？」という取引の是正に取り組んでまいります。

～適格消費者団体認定記念講演会 報告～

12月5日(土) 会場 新潟県弁護士会館

参加54名（会場25名 オンライン29名）

「地域に根差した適格消費者団体」と題する記念講演会を、埼玉消費者被害をなくす会の理事長 池本誠司弁護士をお迎えし開催しました。

埼玉での実績を例に挙げながら、適格消費者団体の背後にある「差止請求権」の存在が大きな意味を成しており、9割が差止請求だけで解決している。

そして数々の地域に根差した活動が消費者被害を防止するだけでなく、地域の消費者・消費者団体を活性化し、



更に地元の消費者行政の充実にも繋がっていくとのお話を聞きして、改めて適格消費者団体の重要性、重責を実感しました。
理事 嶋釜千津子

～各委員会活動報告～

検討委員会

適格消費者団体の認定後、沢山の情報提供を頂きました。
そのため、検討委員会では、新規情報提供案件について順次検討を進めています。
また、継続事案である着物の販売・レンタル業者に対する不当条項利用差止請求について、訴訟準備を進めています。



活動委員会

皆さんは健康食品や機能性表示食品の新聞折込チラシで、「試してみようかな・・・」って心を動かされたことはありませんか？でも、「これって本当かな？」と疑問に思ったら私たちと一緒に表示について勉強しませんか？活動委員会では、広告や契約について、消費者に分かりやすく誤解をさせる恐れはないなど消費者目線で話し合い、事業者に問合せや改善要望を行っています。皆様のご参加をお待ちしています。

(お願い) 被害防止に役立てるために消費者トラブルの情報を寄せください!!

事業者が行っている不当な勧誘行為、不当な契約条項や約款、消費者に誤解を与えるような広告や表示などの情報がありましたらご提供ください

①本情報収集は、消費者団体訴訟制度の「差止請求」を適正に実施することを目的としています。個々の相談、情報にお答えしておりません。また、当団体内での検討の結果、申入れ活動ができない場合がありますので、ご了承ください。いやや

※ 相談等は最寄りの消費生活センターをご利用ください（消費者ホットライン188 局番なし）

- ②被害情報の内容によっては、詳細をお聞きするためにご本人に連絡をさせていただくことがあります。そのため、お名前、電話番号、メールアドレスなどをお知らせください。これらの情報は、本人の同意を得ずに他の目的で利用いたしません。
- ③提供された被害情報を、個人を特定できない範囲で差止訴訟などに使用する場合があります。
- ④収集した情報に含まれる個人情報は、業務規定「第5章情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項」に従って取り扱います。

講師派遣事業報告

- ◆9月16日
「若い世代に多い消費者トラブルについて」長岡市地域若者サポートステーション
講師 片沼貴志 弁護士
- ◆10月28日
「くらしの講座エシカル消費」まちなかキャンパス長岡
講師 堀田伸吾 理事長
- ◆1月14日
「地域で抜けよう見守りの輪～悪質商法に騙されないために～」新潟市役所本館
講師 江花史郎 副理事長

消費生活に関する学習会のご案内

成年年齢引き下げ直前の講座です

ねらわれる 18歳

3月29日(火)
13:30~15:00

コロナ禍のためWebでの開催です

4月1日より成年年齢が18歳に。親の同意がなくても契約できるので、経験の乏しい18歳・19歳の若者を悪質な業者がねらっています！江花副理事長の講演の後、グループ討議で被害を防ぐために何ができるかを話し合います。ファックスまたは当団体ホームページからお申し込みください。申込締切り 3/16